定例庁議次第

令和5年4月25日 役場2階大会議室

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 審議事項 なし
- 4. 報告事項なし
- 5. 議案事項
 - (1) 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部改正について (総務課 髙田課長)【資料番号1】
 - (2) 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて (住民課 小林課長)【資料番号2】
 - (3) 取下げ
 - (4) 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例について (産業観光課 岸課長)【資料番号4】
 - (5) 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について (税務会計課 中澤課長)【資料番号5】
 - (6) 吉岡町税条例の一部を改正する条例について (税務会計課 中澤課長)【資料番号6】
- 6. その他
- 7. 閉会

資料番号1

4月25日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- 〇公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【1.要】

付議者 総務課長 髙田 栄二

【件 名】

公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部改正について

【目 的】

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣される職員に支給することができる給与の種類に、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当を追加するため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 派遣職員に支給できる給与の追加(第4条及び第7条関係)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣される職員に支給することができる給与の種類に、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当を追加するもの。

【施行日】

公布の日

【上程予定】

令和5年第1回臨時会(5月臨時議会)

資料番号2

4月25日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(3. 承認)】
- 〇公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【2.不要】

付議者 住民課長 小林 康弘

【件名】

吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【目 的】

地方税法等の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

- 1. 課税額
 - (1) 後期高齢者支援金等課税額(第2条第3項関係、第23条第1項関係) 課税限度額を20万円から22万円とするもの。
- 2. 保険税軽減基準額
 - (1) 保険税軽減基準額(第23条第1項第2号及び第3号関係) 5割軽減の基準額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準額を 52万円から53万5,000円とするもの。
- 3. その他
 - (1) 条文及び字句の訂正 法令の規定に合わせ改正するもの。

【施行日】

令和5年4月1日

【専決処分日】

令和5年3月31日

【上程予定】

令和5年第1回定例会臨時会

資料番号4

4月25日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- 〇公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【1.要】

付議者 産業観光課長 岸 一憲

【件 名】

吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例について

【目 的】

吉岡町勤労者生活資金融資制度の廃止に伴い、条例を廃止するものです。

【概要】

10年以上にわたり新規の制度利用者がなく、融資の相談もないため、本制度を廃止するもの。

【施行日】

公布の日から

【上程予定】

令和5年第1回臨時会(5月臨時議会)

資料番号5

4月25日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(3. 承認)】
- 〇公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【2.不要】

付議者 税務会計課長 中澤 礼子

【件 名】

吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

- 1 地方税統一 QR コードの導入に伴い、それぞれの税目に係る様式の新設に伴う改正。
- 2 固定資産税 大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額に伴う、規定の整備。

【施行日】

令和5年4月1日

【専決処分日】

令和5年3月31日

【上程予定】

令和5年第1回定例会・臨時会

資料番号6

4月25日 庁議提出案件【概要説明書】

- ●内 容【3. 議案事項(1. 議案)】
- ○公 開【1.公開】
- 〇公開時期【1. 庁議後】
- 〇概要説明【1.要】

付議者 税務会計課長 中澤 礼子

【件名】

吉岡町税条例の一部を改正する条例について

【目 的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公 布されたため、所要の改正を行うものです。

【概 要】

- 1 令和6年度から森林環境税の課税が開始されるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正。
- 2 軽自動車税

不正を行った自動車メーカーに対し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更。

【施行日】

令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日

【上程予定】

令和5年第1回定例会・臨時会